

飲酒運転事故0を目指して

E . S

24歳の誕生日から3週間後の平成15年11月16日未明、仕事先の鹿児島県奄美市（旧名瀬市）の警察から「隆陸（たかみち）交通事故、意識不明」の第1報が入り、息子の身に何が起きているのかもわからないまま、夫と私は二人で大分県国東市から鹿児島県奄美市に向かいました。

前の日に電話で声を聴かせてくれたばかりの息子は、幼いときから父を師とし、兄とともに剣道で鍛えた筋肉質な体で、今にも「母さん、何しに来たの」と起き上がってくれそうなそんな顔をしてベッドに横たわっていました。

「母さんが奄美に来たのよ。目を覚ましなさい。起きなさい」と何度叫んでも息子は目を覚ますことはありません。「病院の先生が助けることができないのなら、君の生命を生み出したこの母がきっと助けてあげる」と息子に誓ったその時から、ベッドの息子に寄り添い、私よりはるかに大きく成長した体を抱き、体をさすりながら息子の耳元で、息子が生まれたときから一緒に歌ってきた思いつく限りの歌をうたい続けました。この母の声を聴いて目を覚まさないわけがない。きっと目を覚ましてくれる。そう信じてやまなかったのです。

看病をしている間に、痛々しいかすり傷が薄皮をはがすようにきれいになり、爪も伸びてきました。今日は目を覚まさなくても明日こそきっと・・・
母の願いは続きました

それから1週間後の平成15年11月23日、息子は私たちの死に物狂いの呼びかけに何も応えることなく、私に抱かれたまま一筋の涙を流しながら、たった一人で24歳と26日というあまりにも短すぎる人生の幕を閉じたのです。

交差点をほぼ渡り終えた息子を、右側車線ではねとばし、「死んだかもしれない。でも今つかまると飲酒運転がばれてしまう。酔いがさめてから出頭しよう」と考え、救急車も呼ばず、倒れて動くことができない息子を見捨てて逃げた加害者。加害者は、約6リットルの飲酒をし、それでも足りずに缶ビールを飲みながら無保険車を運転した当時19歳の少年でした。アルコール濃度が低くなって出頭した加害者には、危険運転致死罪より刑の軽い業務上過失致死罪と道路交通法違反（酒気帯び・ひき逃げ）が適用され、懲役3年が確定しました。救急車を呼んで被害者を助けた加害者より、逃げて酔いがさめて出頭あるいは逮捕された加害者のほうが、罪が軽くなってしまう、といういわゆる【逃げ得】を司法が認めた裁判結果となったことで、被害者遺族となった私たちは、二重・三重の苦しみを与えられることになりました。

全国で同じ境遇の遺族たちと協力して「飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会」を立ち上げ、【逃げ得】という法律の矛盾を指摘し、全国規模で署名活動を展開しながら【飲酒運転の撲滅】と【飲酒・ひき逃げの厳罰化】を求め、8年11ヶ月が経過しました。

また悪質な飲酒運転事故で被害者も加害者も出さないように、そして、再

犯者をも出さないように、刑務所での講話や、小・中・高校でのいのちの授業、企業向け講演など、精力的に活動を続けていますが、それでも飲酒運転事故は後を絶つことはありません。

【逃げ得】という法律の矛盾と飲酒運転根絶を、自ら命を懸けて大きな社会問題と呈した息子の命の犠牲を決して無駄にすることのないように、これからも姿の見えない息子とともに歩んでいきたいと思います。